2020 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン

燕市推進委員会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、2020 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン燕市推進委員会設置要綱第8条第2項の規程に基づき、2020 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン燕市推進委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 事務局は、燕市社会教育課スポーツ推進室内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、2020 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン燕市推進 委員会(以下「委員会」という。)に関する一切の事務を処理する。

(組 織)

- 第4条 事務局に次の職員を置く
 - (1) 事務局長 1 名
 - (2) 事務局次長 1 名
 - (3) 事務局員 若干名
- 2 前項の各号に規定する職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。 (分掌事務)
- 第5条 事務局の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職 務)

- 第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理 する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(事務の専決)

- 第7条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、会長の決済を受けなければならない。

(代 決)

- 第8条 会長決裁事項の代決については、副会長が行い、副会長に事故があるとき は、事務局長が行うものとする。
- 2 事務局長決裁事項の代決については、事務局次長が行うものとする。
- 3 前各項の規定により代決した重要な事項については、専決すべき者に速やかに報告するものとする。

(文 書)

第9条 文書には、「オ・パホ燕推第 号」の記号及び番号を付するものとする。 ただし、軽易な文章については、これを省略することができる。

(公 印)

- 第10条 事務局で使用する公印は、別表第4のとおりとする。
- 2 公印の書体は、れい書体とする。
- 3 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(服 務)

第11条 職員の服務については、燕市教育委員会職員服務規程若しくは燕市職員の 例による。

(旅費)

- 第12条 推進委員会の役員及び委員並びに事務局の職員が、推進委員会の用務のため旅行するときは旅費を支給する。
- 2 前項に規定する旅費の額は、会長・副会長については、燕市職員等の旅費支給条例に定める特別職の職務にある者の旅費相当額とし、その他の者については、同条例に定める一般職の職務にある者の旅費相当額とする。
- 3 前2項に規定する者以外の者が、会長の依頼に応じ出張するときは、会長がその 都度定める額を支給する。

(出納員)

- 第13条 事務局に出納員を置く。
- 2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(財 務)

第14条 予算、契約、収入、支出その他財務会計に関する事項は、会長が別に定めるもののほか、燕市財務規則を準用する。

(委 任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営及び事務処理に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙第1 (第4条関係)

事務局長	燕市教育委員会社会教育課課長
事務局次長	燕市教育委員会社会教育課スポーツ推進室長
事務局員	燕市教育委員会社会教育課スポーツ推進室職員

別表第2(第5条関係)

区分	分掌事務
総務・企画	 総合企画及び総合調整に関すること。 庶務及び予算・決算・経理に関すること。 諸規定の制定及び改廃に関すること。 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 会議等の運営に関すること。 広報・報道・歓迎事業に関すること。 市民運動に関すること。 その他の所管に属さない事項に関すること
交流・競技	 キャンプ地の実施計画及び運営に関すること。 キャンプ地の会場及び競技用器具に関すること。 交流事業及びレセプションに関すること。 キャンプ地ボランティア、通訳ボランティアに関すること。 合同練習、練習試合、記念大会に関すること。 競技種目団体との連絡調整に関すること。 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
宿泊・輸送	 宿泊対策に関すること。 医療・救護対策に関すること。 食品衛生及び環境衛生に関すること。 警備・防災対策に関すること。 輸送・交通に関すること。 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。

別表第3 (第7条関係)

専決者	専 決 事 項
事務局長	 (1) 事業計画に基づく各種事項の実施に関すること。 (2) 事務局の組織及び運営に関すること。 (3) 事務局次長の服務に関すること。 (4) 事務局次長の旅行命令及び復命の受理に関すること。 (5) 推進委員会の開催事務に関すること。 (6) 予算の編成及び決算の報告事務に関すること。 (7) 予算の流用に関すること。 (8) 寄付金の収入に関すること。 (9) 一件の金額が、1,000,00円以上の支出負担行為をすること。
事務局次長	 (1) 事務局員の服務に関すること。 (2) 事務局員の旅行命令及び復命の受理並びに職員以外の旅行命令に関すること。 (3) 事務局員の事務分掌に関すること。 (4) 臨時職員の任用に関すること。 (5) 寄付金以外の収入に関すること。 (6) 一件の金額が1,000,000円未満の支出負担行為をすること。 (7) 支出命令に関すること。 (8) 広告宣伝に関すること。 (9) 前各号に規定するもののほか、軽易又は定例と認められる通

別表第4 (第10条関係)

種 類	形状	寸 法	書体
2020 東京オリン ピック・パラリン ピックホストタ ウン燕市推進委 員 会 会 長 之 印	正方形	1 辺 2 4 mm	れい書体